

# 運輸審議会の新たな審議事項等について

## 1 新たな審議事項について

平成18年3月31日に成立した、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）」（以下「運輸安全一括法」という。）により、各モードの事業法、国土交通省設置法等の一部が改正され、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」について、運輸審議会の新たな審議事項となった。

運輸安全一括法では、運輸事業者に対して、絶えず輸送の安全性の向上に向けた取組を求めるとともに、安全最優先の方針の下、経営トップ主導による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の適切な構築を図るため、運輸事業者に対して、安全管理規程の作成等が義務付けられることとなった。

この安全管理規程の記載事項のうち、「輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項」の実施状況を確認するために国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査を適正に実施するための基本的な方針を定めることとされた。

国土交通大臣は、同基本方針を策定しようとする時には運輸審議会に諮らなければならないこととされ、同事項が新たに審議事項として追加された。

## 2 専門委員及び部会の設置について

運輸安全一括法では、国土交通省設置法について、運輸審議会に専門委員や部会を設置することができるよう政令委任の根拠条文が追加された。運輸安全一括法の一部の施行（平成18年4月1日）に伴って「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成18年政令第152号）」が制定され、運輸審議会令（平成12年政令第301号）の一部が改正され、専門委員及び部会を設置することができること等が明記された。

運輸審議会は、「安全管理規程に係る報告徴収又は立入検査の実施に係る基本的な方針の策定」事案の審議を行うための部会として、平成18年5月30日に「運輸安全確保部会」を設置し、また、部会に属する委員は3名とし、同日付けで、運輸審議会会長より指名された。

専門委員については、平成18年6月12日付けで国土交通大臣より運輸審議会専門委員に6名が任命され、平成18年6月20日付けで部会に属する専門委員に、運輸審議会会長より指名された。

運輸安全確保部会に属する委員及び専門委員について

平成18年6月30日現在

[ 委 員 ]

さかき 榊	まこと 誠
たけだ 竹田	まさおき 正興
ながお 長尾	まさかず 正和

[ 専門委員 ]

かわち 河内	けいじ 啓二	( 東京大学大学院工学系研究科教授 )
さかい 酒井	かずひろ 一博	( 財団法人労働科学研究所常務理事 )
たか 高	いわお 巖	( 麗澤大学国際経済学部教授兼企業倫理研究センター長 )
なかしろう 中條	たけし 武志	( 中央大学理工学部経営システム工学科教授 )
はが 芳賀	しげる 繁	( 立教大学現代心理学部心理学科教授 )
むらやま 村山	よしお 義夫	( 財団法人日本海技協会主任調査役 )

( 敬称略 )